

様式第1（第3条関係）

指示書		第 年 月 日 号
様		愛知県公安委員会 印
<p>酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例 第9条 第1項 第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、 次のとおり指示します。</p>		
氏名	<p>（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）</p>	
営業所	名称	
	所在地	
指示事項		
指示の理由		
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会となります。）。 なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会となります。）。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。